

大和国斑鳩地域の溜池をめぐって

— 古代から近世初期を中心に —

一 はじめに

伊藤 寿 和

奈良盆地における溜池の成立時期に関する研究は、この数年の間に長足の進歩をとげたと云って良い。奈良盆地に数多く存在する四方に築堤した皿池は、条里制に基づく阡陌地割に規制されて正方形もしくは矩形を呈する故に、阡陌地割の施行と同時に古代において築造されたと、かつては考えられてきた。

これに対し、金田章裕⁽¹⁾は史料および小字名を駆使して、奈良盆地で広く見られる皿池の大部分が平安期には未だ存在しておらず、その築造が鎌倉・室町期以降に下るであろうことを示した。筆者⁽²⁾は金田論文ならびに堀内義隆⁽³⁾・野崎清孝⁽⁴⁾など諸先学に多くを学びつつ、前稿では天理市域をフィールドとした。文禄検地帳を主な史料として皿池の成立時期の検討を試み、その多くが近世以後の築造であることを明らかにした。宮本 誠⁽⁵⁾は、盆地中央部に位置する田原本町の溜池関連史料の調査をおこない、元禄期と享保期と明治期のそれぞれ約四〇年間と云う短期間に、皿池の大半が集中して築造されたことを論証した。

筆者の前稿ならびに宮本論文においては、奈良盆地に数多く存在する皿池の築造が時期的に近世以降に下ることを示すにとどまり、それ以前においても数多く存在したはずの「古代の溜池」や「中世の溜池」に関して、具体的な実像を何ら呈示していないのである。奈良盆地における溜池研究中座していた筆者自身の自省をこめ、奈良盆地西部に位置する斑鳩地域を事例として、古代・中世の溜池の実像に近づくべく、古代から近世初期に至るタイムスケールの中で、溜池をメルクマールとした歴史地理学的モノグラフを描きたいと思う。

斑鳩地域を事例としたのは、以下の二点による。第一に、調査地域の中央北部に中世的庄園領主としての法隆寺が存在し、東は富雄川、南は大和川、西は竜田川でそれぞれ画されたコンパクトな地域において、古代より大きな影響力を保持していたこと。さらに、この地域は富雄川以東の地域に比して、いわゆる皿池が極めて少なく、奈良盆地においてはむしろ特異な地域であること。第二に、東大寺・興福寺に比べれば多くはないが、この地域を研究するにたる史料が多少なりとも法隆寺に残されていること、などによる。

二 斑鳩地域の溜池

(一) 古代の溜池

古代斑鳩地域における溜池史料の初見は、天平十九年(七四七)の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』⁶⁾(以下、『資財帳』と略記する)に載せる法隆寺の寺辺に所在した池三塘であろう。『資財帳』には、この他に平群郡の項目として、水田四六町九反二〇一步三尺六寸・菌地十五町・屋部郷の山林一地・坂戸郷の岳一地・庄一処を記している。

これまでの研究においては、条里制に先行する代制地割との関連から、水田の項目のみが特に注目されてきた。岩

本次郎(?)らの研究によれば、法隆寺の周辺に現存するN二〇・Wの地割は、一町一〇六mの代制地割として、六世紀末から七世紀初頭にかけて施行されたものであると云う。むろん、この代制地割および後の条里制に基づく阡陌地割ともに、引水すべき河川が存在しない以上、灌漑用溜池の築造を伴っていたと考えねばならない。『資財帳』には池名を記すことなく、単に寺辺三塘と載せるのみであり、残念ながら詳細な検討をおこないえない。

次いで、鎌倉期に編纂された『聖徳太子伝私記』(8)(以下、『太子伝私記』と略記する)に載せる延長六年(九二八)の「御井寺又三井云々、勘録寺家資財雑物等事」に、

法名法琳寺 東限法起寺界 南限鹿田池堤 北限氷室池堤 西限板垣峯 在平群郡夜麻郷

と記す。南限の鹿田池は、法隆寺の北東に片野池として現存する。谷池を築くべき小支谷でもなく、東から西へと南岸をゆるやかな曲線で築堤した、斑鳩地域において古代まで遡りうる重要な溜池である。さらに、北限の氷室池は、かつての三井池であるが、今日では昭和二二年に斑鳩溜池として拡大再築されている。

法隆寺の西に所在する桜池は、史料の上では鎌倉期の嘉禎二年(一二三六)を初見(9)となすが、ほぼ同じ位置に、すでに平安中期には墓田中池(10)が存在していた。他にも、墓田池坤(11)・池尻堤前(12)・池尻垣内(13)・開補池尻(14)などの地名を史料で確認しうる。古代に築造された溜池が池名を変えつつも今日まで存続した事例と考えねばならない。ただし、現存の桜池は古代に築造されたそのままではなく、中世末に一度荒廃して大閤検地を受けた後、片桐氏によって旧池床の数十m北西域に再築された、寛永四年(一六二七)完成の近世の桜池である。旧池床は、近世初期の絵図ならびに現存の地割から確定しうる。

以上の如く、史料から導きえた古代にまで遡りうる三つの溜池(15)ではあるが、『資財帳』に記された寺辺三塘に相

一つの庄園として詳細な検討を加えねばならないが、目下の行論ではそれをおこなう紙幅をもたない。

(二) 中世の溜池

『法隆寺別当次第』¹⁶⁾(以下、『別当次第』と略記する)・『嘉元記』¹⁷⁾をはじめとして、寺僧によって書かれた多くの評定引付などにより作成したものが表1である。未完であり、さらに史料精査の必要を感じるが、中世斑鳩地域の溜池を取り上げた研究は戦前の中村吉治¹⁸⁾・宝月圭吾¹⁹⁾のみであり、両者ともに数頁の概説にとどまっている点からすれば、この略年表も多少の意義を有しえよう。

以下においては、略年表にそって、各溜池の概略を述べてゆきたい。

① 猪那部池 『別当次第』では、定真大僧都の别当任中に築造したことのみに載せるが、『太子伝私記』には「此自金光院之北一町ヲ去テ有猪那部池 康和年中定真大僧都别当之时也」と、具体的な位置も記されている。猪那部池が築造された康和年中(一〇九九〜一一〇四)より一五〇年ほどを経た時期の記述であり、鎌倉期に編まれたこの書の内容は信ずるにたろう。

金光院は、東大門の北東にかつて存在していた法隆寺の塔頭である。したがって、これより北一町を去る位置に所在する溜池は、現在の天満池に当ると考えて大過ない。ただし、現存の天満池も中世の猪那部池そのものではなく、片桐氏によって拡大修造された近世の天満池である。

今日では、法隆寺東院の北に接する位置に、天満池・天満上池・天満新池・感そ池がまとまって存在する。中央の堤をへだてて連続する天満池と天満上池は、近世初期の絵図では一括して天満池と記されている。現在の感そ池が天満上池と記されており、注意を要する。南北朝期に編まれた『寺要日記』²⁰⁾正月六日の条にも、天満池・上ノ池と併

表 1 中世斑鳩地域の溜池関連年表 (未完)

康和 3～6 年	1101 ～1104	猪那部池を築造 ¹
大治 5 年 ～天承 1 年	1130 ～1131	猪那部池の樋を作替
文永 10 年	1273	二月より大谷池を築造 (龍池の河上を築籠て池となす) ²
弘安 3 年	1280	大谷池の堤, 切流る
延慶 3 年	1310	蓮城院への強盗の件につき, 近郷の大勢の人々口池の 辺に相待つ
元応 2 年	1320	龍田参りの閑道を, 桜池の堤より国符後の広田殿東ま で築く ³
”	”	悔過谷池を築造 ⁴
元亨 2 年	1322	天満池の東北端の堤切れ, 築く
暦応 5 年	1342	桜池の上の山において, 盗人 2 人の頸を切る
貞和 2 年	1346	悔過谷の樋を作替
” 6 年	1350	悔過谷大池の浦に, 小池を築造 ⁵
文和 3 年	1354	大水により, 悔過谷池の浦の小池の堤, 切失う
” 5 年	1356	西池の上樋が破損, 取替 ⁶
延文 3 年	1358	桜池の上の東の原において, 荒神供を行う
貞治 3 年	1364	泉観坊, 悔過谷池へ落入, 死去
応安 1 年	1368	長福寺領への寺池用水の分水につき評定, 不許可
”	”	悔過谷池の池水を禅円坊の新田へ分水につき評定, 不 許可
”	”	天満神楽田への池水の分水につき評定, 許可
” 4 年	1371	琵琶田に新池の築造を決定 ⁷
文明 2 年	1470	天満池の堤, 洪水により切流る, 大雨の際の処置につ き評定
” 9 年	1477	教観谷池の堤切る, 大水寺中に入る, 地藏院・西園院 ・西南院 損亡
天文 11 年	1542	金光院下部の子, 琵琶谷へ連れて行かれ, 入水させら る
” 14 年	1545	鹿田池の丑寅の角を, 三井衛門が切り入る, もとの如 くに築く ⁸
” 18 年	1549	大雨に際して, 天満池の堤切について, 堂衆と衆分の 意見対立
天正 2 年	1574	用水の違乱につき, 池守良賢坊の住する東蔵院検断さ る

記されており、共に中世に築造された溜池であることが判明する。

これらの溜池が存在する法隆寺の北東域は、極めて特異な「場」であると云って良い。まず、天満池に東接した小丘陵（高岳）の上に、かつては法隆寺の鬼門総鎮守と考えられてきた天満社（現在は斑鳩神社と改称）が存在する。元亨四年（一三二四）までは現社地北西の池畔に鎮座した⁽²¹⁾。池の名も、もとよりこの社名に因んで、猪那部池から天満池へと改称されたと考えて良い。

さらに、同じく天満社に北接した小丘陵（墓山）には、行基伝承を有する法隆寺郷の郷墓（惣墓）ならびに寺僧の墓が形成されている⁽²²⁾。近世までは北室院の支配する極楽（律）寺が存在し、文禄年間までは斑鳩地域一八郷の、それ以後は法隆寺・奥富・五百井・服部・西安堵・東安堵の郷墓であったと伝える⁽²³⁾。

『寺要日記』によれば、南北朝期の極楽寺には「悲田屋」と呼ばれる建物が付属していた。極楽寺境内の建物配置は寛政九年（一七九七）の古図⁽²⁴⁾に詳しいが、悲田屋はすでに描かれていない。その名称および極楽寺が法隆寺郷の墓所として機能していた事実から推せば、念仏系の無常堂や禅宗の延寿堂などと同じく⁽²⁵⁾、死穢を避けるために家より出された死期間近い人々を受け入れ、さらには、治療をほどこすのではなく、中世の仏教的価値観に基づいてこの世への執着を断ち切り、ただひたすら仏にすることがことによって極楽浄土へと往生させる機能をも果たしていた⁽²⁶⁾と考えるのは穿ちすぎであろうか。もとより、それが法隆寺の寺僧のみであったのか、東西両郷さらには法隆寺郷の人々までも収容しうる施設であったのかは詳らかにしないが。

この地域は、中世において、科人を処刑する場であり、その首をさらす場であり、修験道で古来有名な補陀落山松尾寺への南の登山口でもあった。

以上の如く、法隆寺東院に北接するこの地域は、聖と穢とを具有する両義的な特異な場、すなわち、法隆寺の「奥」であったと云えようか。

上述の如き場において、天満池・上ノ池とともに、同じく中世に築造された極楽寺池（現在の堂の池）の池水が汲まれ、「清め」の役割を果していたことも考えておかねばなるまい。

② 大谷池 『別当次第』では、「文永十年癸酉二月ヨリ大谷池始築」と短く記すのみである。『嘉元記』には、「文永十年癸酉二月始龍池河上ヲ築籠テ池トス」と記す。現在、同名の溜池は残っていない。

両史料ともに、文永十年（一一七三）二月より築造を始めた点で一致する。『嘉元記』に云う龍池の河上に築造された溜池が、『別当次第』に云う大谷池に当ると考えて大過ない。では、龍池はどこに存在したのか。

法隆寺には、数点の絵図が伝来している。その中で、代表的な最古の絵図⁽²⁷⁾（元和頃のものと思定されている）と寛政九年の絵図とを検討した。両絵図の左上の角、すなわち、薬師信仰で有名な西円堂の北西に、「龍池（社）」の文字と小祀のランドマークが、確かに読み取れる。鎌倉期から南北朝期にかけて、「於龍池、山籠衆最勝^{一説}、同講問十座、当行衆山（入テ字衆ヲケタミ、給茶酒等云々）」⁽²⁸⁾と、竜田社・上宮王院・講堂・上堂などとともに、法隆寺における雨乞いの重要な場として度々登場し、建久の頃に善達龍王を勧請したと伝える龍池が、絵図に載せる龍池（社）であるならば、大谷池はこの上流と云うことになる。

法隆寺の北西に所在する慶花池の西の山麓にわずかな平坦地があり、地元ではこの地に龍池が存在したとの口承を伝える⁽²⁹⁾。延宝七年（一六七九）の検地帳付図では、けいくわ池の北西端に接して小さな青い四角形のランドマークを描き、谷川より引水していた状況も読み取れる。文字の記載は一切存在しないが、このランドマークが龍池を表

わしたものである可能性は大きい。さらに、慶花池に北西より流れこむ川を地元では「大谷の川」と呼んでいる。大谷は、『資財帳』に載せる法隆寺領屋部郷の山林の西限としてすでに見えており、その位置関係からしても、慶花池の北西上流が大谷であると考えて良い。

築造の後、わずか七年にして大谷池の堤は切れ、再築の史料も無い。あるいは、早くに荒廃してしまったのであろうか。

③ 桜池 古代の溜池で述べた如くである。池の西南池畔には、池水を鎮め祀るかのよう小守社が鎮座する。

④ 悔過谷池 『別当次第』には、「悔過谷池始築」と元応二年（一三三〇）の条に短く記すのみである。慶花池として、法隆寺の北西に現存する。悔過谷池と云う池名は、単なる地名ではない。弘長元年（一二六一）から始められたと云う³⁰、西円堂の本尊薬師如来の御宝前において、毎年二月一日から三日までおこなわれる薬師悔過の行法と深い関わりを有する。宗教的地名とでも云うべきであらう。

『大乘院寺社雜事記』文明九年（一四七七）五月一日の条に、尋尊は伝聞のこととして、法隆寺の教観谷池の堤が切れ、寺中に大水が入ったと記す。このため、地藏院・西園院・西南院を損じたとも記す。これらの諸院は、現存の南大門のすぐ北西に、大湯屋とともにかつて存在していた塔頭である³¹。法隆寺西域を流れ下り、これらの塔頭に損亡を与えるべき溜池は、悔過谷池以外にはありえない。尋尊が法隆寺寺辺のこととして伝え聞いた教観谷池は、悔過谷池の音を写したものと考えて良い。

⑤ 悔過谷の小池 『別当次第』貞和六年（一三五〇）の条に、「悔過谷大池浦之小池始築之」と載せる。尾根筋をさきんで慶花池の西方に存在する「かんさ池」と称する小さな溜池は、明治以後の築造である。

延宝七年の検地帳付図には、悔過谷池の池中の北西に、確かに小さな堤防を描き、「上池」と記している。さらに、悔過谷池の用水取り入口とは別に、より上流から細い取り入口によって引水していた状況をも描きこんでおり、池中の小さな堤の中央には木樋も見える。速断は控えねばならないが、有力な比定地となしえよう。

⑥ 西池 今日では、同名の溜池は存在していない。西池と云う名称からは、中門前のすぐ西に位置する弁天池、もしくは寺の西方に位置する桜池を想起する。『寺要日記』正月一日の条によれば、同日の夕に寺僧が東西に分かれ、「中門玉ヲリ」と称して、柿木で作り大花籠に入れた玉を、東西の池へ打ち入れたるを勝ちとして、二・三日に及んだと云う。この史料よりすれば、東池は聖霊院前の鏡池であり、西池は三経院前の弁天池と云うことになる。本稿の灌漑用溜池からは除かねばなるまい。

⑦ 新池 『斑鳩旧記類集』応安四年（一三七一）十月二五日の条には、「為寺領用水、以琵琶田被定新池之在所畢、（下略）」と寺僧によるかなり詳細な衆議が記録されている。築造の過程は後述する。

築造の後、何らかの固有名詞をもって呼ばれたと考えられるが、残念ながら明らかでない。あるいは新池が築造された谷の地名により、琵琶谷池と称されたものであろうか。

延宝検地帳付図には、悔過谷池の北に位置する三つの小支谷に、北から順に「ビハ谷」・「ヘカン上」・「ビハ谷」の地名を記している。ビハ谷はむろん琵琶谷のことであり、ヘカン上の谷をはさんだ南北二つの小支谷の一方に新池が築造されたと見て良い。後に詳述する寛永二年（一六四四）の絵図には、悔過谷の北東に「びわ谷ノ池」を確かに描いている。近世初期までは存続していたのであり、東と西に「山」の文字を記すその位置関係よりすれば、最も北の小支谷が有力と云えよう。

残る三つもかなりの精度で推定しうる。

(三) 近世の溜池

近世初期斑鳩地域における溜池研究の史料として、定点となすべきは次の二図であろう。第一は、寛永四年（一六二七）に再築された法隆寺村の桜池の池水配分をめぐっての水論に際して、寛永二年（一六四四）に作成された水論治定絵図である。図2で示した如く、桜池を北西に描く他に、法隆寺村と三井村の溜池を詳細に、さらには水路や村々など、近世初期の状況を余すところなく描ききっている。

絵図の裏には、奈良代官中坊長兵衛と片桐半之丞家来り立合相談の上で、桜池の池水配分・池床年貢などの評定を書きとどめている。十分の七時を法隆寺村に、残り三時を立田領四カ村に分水するよう定めている⁽³²⁾。

この絵図は、評定の正式絵図（文書）として複数作成されて関係の村々に保管されたものとみえ、筆者の管見の範囲でも、写しを含めて三枚を確認しうる⁽³³⁾。

北を天として描くこの絵図では、法隆寺村と三井村に当時存在した数多くの溜池に、用水路・富川とともに色鮮やかな水色の彩色をほどこしている。近世初期の斑鳩地域を復原する史料として、内容の確実なことは多言を要さない。絵図作成の主題である溜池に限っても、先述した古代中世の溜池と現在の溜池との中間項として、史料価値は極めて高い。

この絵図によって、幾つかの中世の溜池の現地比定も確定しえた。その他に、池名の右上に特に「昔より」の文字を記しており、中世以来の溜池であることを表わしたものと考えて良い。

これも同じく上述した桜池の古池跡、さらには、この絵図以外には描かれていない「びわ谷ノ池」も確かに描きこ

41 大和国斑鳩地域の溜池をめぐって

表 2 延宝検地帳にみる溜池の築造年代（太字は、1反以上の地積を有する溜池）

		法隆寺村		三井村
古来よりの池		天満上池 けいくわ池 くわんす池 天満下池 上池 片之池 堂之池 岡本下池 毛つか池 惣明池		濁池 片岸池
慶長 8年	1603		1603	東田池 明見池
” 10年	1605		1605	道上明見池 明見池
” 11年	1906		1606	つち谷池 平野池 足谷池
” 15年	1610		1610	くるす池 三本松池
寛永 1年	1624		1624	新坊池 山田池
” 4年	1627	新池 桜池 瓦塚池	1627	
” 7年	1630	多辺池	1630	はこのめ池
” 13年	1636		1636	五ヶ村池
慶安 3年	1650	毛無下池	1650	

まれている。次に述べる延宝検地帳の付図とともに、第一級の史料となすべきであろう。

第二は、延宝七年（一六七九）の検地に際して作成された、これまた色鮮やかな絵図である³⁴。水論治定絵図と同じく北を天とし、法隆寺村の山林・田畑・屋敷・法隆寺伽藍・道そして池川を、小字名をもすべて記した上で、みごとに描いている。

写しではあるが、『法隆寺村延宝検地帳』³⁵も上・下二冊が完存している。『検地帳』の末尾には、この時点で存在したすべての溜池を載せ、各々について池名・地床・面積・築造年代などを詳細に記している。近世以後築造の溜池については、「是者五拾三年以前寛永四年片桐出雲守領知之時池成」の如くその築造年代を記し、文禄四年の古検以前築造の溜池については、「是者古来々之池年数不知」と記している。法隆寺村と三井村の『延宝検地帳』に基づいてまとめたものが、表2である。

まず、法隆寺村に関しては、「古来々之池」と記された溜池が大半を占める。上述した古代・中世の溜池の検討結果の証左

となしえよう。

斑鳩地域においても例外ではなく、文禄検地を経て近世社会へと移行してゆく。関ヶ原の後、慶長六年（一六〇一）に平群郡五五か村二万四四〇七石を領する近世領主として片桐且元が竜田に陣屋を構える。且元は京都方広寺大仏殿の再建の奉行として、また河内国狭山池の大改修にもあたり、その一方で、斑鳩地域の勸農にも力を注ぐのである。斑鳩地域には、法隆寺村の桜池・天満池をはじめとして、三井村の東田池とだ、五百井村の和喜田（脇田）池など、片桐氏によって築造もしくは修築されたことが判明する近世初期の溜池が多く存在する。

法隆寺村においては、溜池築造のピークは鎌倉期から南北朝期にかけてであり、それらはすべて中世的庄園領主である法隆寺が矢田丘陵の南麓に築造した谷池であった。近世領主として入部した片桐氏は、用水不足を補うために、桜池など五つの谷池を新たに築造したのである。

一方、法隆寺村に北接する三井村に関しては、中世において領主を異にしていたこともあり、状況は大いに異なる。

三井村の『延宝検地帳』に記された「古来^{ふる}之池」はわずかに二つであり、他の溜池はすべて近世初期の築造にかかることが判明する。法隆寺と云う或る意味で地域に大きな影響を与えうる中世的庄園領主に属していなかった三井村では、中世の段階でわずか二つの溜池が築造されたにとどまり、他はすべて近世初期に片桐氏によって新たに築造されたものである。しかも、一反未満の小地積の溜池が、法隆寺村に関しては惣明池ただ一つであるのに対し、三井村では片岸池・明見池・道上明見池・明見池・つち谷池・足谷池・くるす池・新坊池・山田池と、半数以上を占めるのである。これら小地積の溜池は、水論治定絵図などにも描かれていない。

以上のように、隣接する法隆寺村と三井村でさえも、古代から近世に至る間の歴史的諸条件の差違により、溜池築造のピークも、規模も、そして土地利用をはじめとして地域に与えた影響も、大いに異なっていることが判明した。日本全体から見た場合、溜池の多い奈良盆地は、同一の性格を有する均質地域とみなされがちである。奈良盆地の溜池研究でさえも、一村ごとの詳細な復原・検討を経た上でなければ、全体像が決して見えてこないことを示している。

三 溜池築造のプロセスおよび特徴

これまで、史料で確認しうる古代から近世初期に至るまでの溜池の概説をなしてきた。さらに、これらの溜池に関して、築造決定の主体・労働組織・築造費用・築造後の管理と分水方法などを、再度厳しく問わねばならない。

古代の溜池に関しては、わずかにその存在を知りうるのみである。以下の行論においては、多少なりとも実態を追求しうる中世の溜池を中心として、近世への流れの中で論じることとした。

(一) 築造決定の主体

中世においても、用水支配は庄園支配の第一であり、勸農の根幹をなしていた。したがって、中世斑鳩地域は中世的庄園領主である法隆寺の強い影響を受け、寺僧の決定によって多くの溜池が築造された。

溜池の築造については、一人の寺僧の決定によってなしうるものではなく、法隆寺の寺僧全体の意志決定、すなわち評定(衆議)によってなされていた。寺僧の評定は幾つかに分れており、寺領・用水に関する如き重要な評定は、学衆の中の僧綱・成業・中謁によって構成された講衆(正しくは三経院唯識講衆)の評定³⁶⁾によって決定された。

講衆の評定に始まる溜池築造のプロセスを良く示す史料を、行論に必要な個所に限り、次に引く。

④ 契重小雙紙云、文永十年癸酉自二月始、龍池河上ヲ築籠テ池トス、初十余日ハ禪宗淨行不淨行会合シテ築之、即善隆子、錢六貫寄進ノ後ハ、一寺之禪学郷民方ヲ切テ築之、若ハ服等三里、或ハ笠目奥富等里勸之令築之、沙汰人禪宗一人学衆一人成業一人、已上三人、云々、

⑤ (応安四年十月二五日) 為寺領用水、以琵琶田被定新池之在所畢、然則今年中点吉日、必可被築初彼池堤者也、次於鍛冶・番匠・塗師等諸職人、食分計令下行之、可被召任之也、次於人夫者、縦雖為僧所所之下部、全部以不可除之、次於件池成立之間料足者、毎年段米令増而、彼本利之分爾可弁之者也、

史料④は、『嘉元記』元応二年(一一三二)の悔過谷池築造の記事に付された、文永十年(一二七三)の大谷池築造に関するものである。史料⑤は、『斑鳩日記類集』に載せる応安四年(一一三七)十月二十五日の新池築造に関するものである。斑鳩地域における溜池築造のプロセスが判明する貴重な事例である。

史料⑥については、すでに中村吉治と古島敏雄(補)によって一応の概説が加えられている。

両史料によれば、寺僧(講衆)の評定によって、新池築造の場所がそれぞれ龍池河上および琵琶田と決定された。史料⑥では、農民を人夫として集める必要から、農閑の冬期の吉日を特に選んで工事を始めたことが読み取れる。

(二) 労働組織

新池の築造に際しては、主にその池水を受ける村々に人夫役を課し、食分さえも与えなかったであろうことは、史料④から窺える。史料④では、服などの三里(服・五百井・丹後をさす)と、笠目・奥富などの里に勧めと記されており、人夫役を課された村名が多少ながら判名する。大谷池の築造により、大半の村々は池水配分を新たに受けたの

であろうが、池水を受けない富雄川東岸に位置する筈目にも人夫役が課されたことは注意を要する。いわゆる法隆寺郷すべての村々に、人夫役が課されたのであろうか。

さらに、寺僧から大谷池築造の責任者（指導者）として、禪宗一人・学衆一人・成業一人の沙汰人が任命され、寺僧の他に僧所の下部すなわち法隆寺の塔頭・子院に謹任した多くの被官・所従もすべて築造の人夫役を課されたものとみて良い(37)。

この他にも、恐らくは東西の門前郷に住したのであろう鍛冶・番匠・塗師などに対しても、食分を給すると云う厚遇で、木樋を作るなどの職人役を課していたのである。

古代・中世の奈良盆地の溜池築造に関して、詳細な費用・人夫等が判明するのは、東大寺領櫛庄に関しての高橋川一井三池(38)のみである。斑鳩地域の法隆寺領の溜池築造に際して、どれほど多くの人々が築造に従事していたのか。残念ながら具体的な数字は判明しない。

(三) 築造費用

史料④では、寺僧善隆子による銭六貫文の寄進を記しているが、むしろこれは例外となすべきであらうか。史料⑤では、新池築造に要する全費用を毎年の反米に増付することで、無論池水を引く田畠に限ったことではあろうが、総てを農民の負担に転嫁したのである。

講衆による以上の評定を経た後に、実際の溜池築造をおこなったわけである。

(四) 築造後の管理・分水

法隆寺領の溜池においては、寺僧より「池奉行」と「池守」を任命していた。天文十四年（一五四五）の鹿田池を

例にとれば、三井衛門が池の北東角の堤を切り入れたるにより、池奉行として長芸・英賀の二名、池守として長泉坊がその修築に自ら出向いている⁽³⁹⁾。応安一年(一二六八)の悔過谷池においても、池守の存在が確認できる⁽⁴⁰⁾。

他の史料によれば、池奉行の長芸・英賀、池守の長泉坊は共に学衆であり、長芸と英賀は中藪の集団である衆分に属していたことも判明する⁽⁴¹⁾。例外としては、天正二年(一五七四)の用水違乱に際してその名に見える池守良賢坊は、東蔵院や政南院に住した⁽⁴²⁾ことからして、禅宗(堂衆)であったと考えねばなるまい。

池水の管理・分水と云う、法隆寺領の庄園にとって最大の支配・勸農を、寺中および東西両郷における検断権・渉外権さらには茶屋などの許認可権をも有した学衆の中藪集団(衆分)が兼務していたことは、極めて興味深い。

池奉行と池守の職能の差違は分明でない。その数よりすれば、池奉行は法隆寺領の溜池全般の管理・事務処理等となし、池守は悔過谷池など各溜池にそれぞれ一人任じられた分水等の現地責任者であつたらうか。その他に、文明二年(一四七〇)大雨に際しての天満池の堤切りに関して、「所詮於自今以後者、設雖為如何様之洪水、為一人二人率爾抜樋切堤俵堅以令停止者也、向後大雨之時者、奉行・池守等之諸役人相談合調評儀宜加下知、」とある⁽⁴³⁾。(池)奉行・池守等の諸役人の中に、或いは池水配分などの実務を補佐する、村々の庄屋クラスの役人も任じられていた可能性も捨てきれないが、史料の上ではその存在を確認できない。

奈良盆地においては、寺領ごとに溜池や河川の管理・分水のシステムが異なっていた。東大寺領平群郡内平群郷成亥庄においては、仁治一年(一二四〇)に下司職とともに「井司」が名主の譲与の職として存在していたことを確認しうる⁽⁴⁴⁾。内平群郷は今日の平群町にあたり、或いは竜田川の堰の管理・分水をなす井司であつた可能性も残るが、鎌倉期の事例(補)として貴重である。

薬師寺領の史料⁽⁴⁵⁾では、「五条井司五条彦太郎」・「下井司伝教院斎次郎」・「南北下井司」・「南之井司九条喜三郎」・「伝教院井司与四郎」・「上井司」・「北之井司今在家又六」と、薬師寺より任命された井司の名をも具体的に知りうる希有の例である。村々より特に「器用之人」をもって、三か年を限り六人の井司を任じていた。薬師寺の西南に所在する大池（勝馬田池）と秋篠川の管理分水をなしていたものであろう。

西大寺領の新池に関しては、延文四年（一三五九）の置文⁽⁴⁶⁾が残されており、寺僧の内より「寺本奉行」・「寺僧奉行」・「分水奉行」が、他に郷民の浄人より器用の人三・四人を差し、「井守」に任じていた。

法隆寺領の池水の分水に際しては、「於用水者、至シタタリマテ、悉以寺家進躰無疑、」と記す如く⁽⁴⁷⁾、原則的には寺領の田畠への引水に限られた。新たに開発された寺領の新田畠であっても、池守の一存で引くことさえ罪科に処せられるほどの⁽⁴⁸⁾、講衆衆分の評定による極めて厳しい池水支配であった。

史料の限りでは、具体的な池水配分の方法、引水した村々の名、反米の額などは残念ながら判明しない。

ただし、「堤料」⁽⁴⁹⁾と「井料」⁽⁵⁰⁾の用語を確認しうる。前者は興富の庄屋左近の名の見えることから、恐らくは富雄川に設けられた堤の料であろう。後者は確かな証左を欠くも、「本来畠タル間此領ニハ毛見無之、今ハ田ニ作反米一升^{三合}井料^{等前}へ成^{云々}」と記すことよりすれば、池水配分に関する井料と考えて良いのではないか。

(五) 法隆寺領の溜池の特徴

これまでに確認できた、古代から近世初期に至る間に築造された斑鳩地域の溜池は、すべてがいわゆる四方に築堤した皿池ではなく、矢田丘陵の南麓の小支谷に築造された典型的な谷池なのである。

これに関しては、目下のところ次の三つの説明を用意している。第一に、富雄川以東の地域のように堰を設けて引

水すべき河川が存在せず、矢田丘陵の小支谷による集水に依らざるをえなかったこと。第二に、寺領の田畠をつぶして新池を築造することで、かえって他の田畠の集約度を増すと云う、「近世的な皿池築造の理論」が法隆寺の寺僧には未だめばえていなかったのではないか。第三に、近世領主として入部した片桐氏においても状況は同じである。法隆寺より南に位置する田畠をつぶして溜池を築造することに対し、何らかの禁制が出されていたのであろうか。

近世を通じて、奈良盆地の他の地域においては、時間的な遅速を認めつつも、数多くの皿池が築造されてゆく。しかし、斑鳩地域においては、「皿池築造の時代」をむかえることはついになかったのである。

次に、近世築造の皿池が数多く存在する奈良盆地においては、悔過谷池を初めとして中世に築造された法隆寺領の谷池は、その池名自体からして特異なのである。

元応二年（一一三〇）に築造された悔過谷池は、弘長一年（一二六一）から始められたと云う、西円堂の本尊薬師如来の御宝前において毎年おこなわれる「薬師悔過」の行法と深い関わりを有する。史料の上では、すでに平安期の寛治四年（一〇九〇）と大治五年（一一三〇）に「悔過谷」の地名を確認しうる。薬師悔過（二月一日～三日）と夏安居（四月十六～七月十四日）の行法に際して、悔過谷池の池水で、悔過滅罪のために寺僧らが身を浄めたと伝えられている。慶花池の上方には、寺僧が池水に身を沈める際に衣を掛けたと伝える「衣がけの岩」も残っている⁽⁵⁾。池の中央には小島があり、かつては島上の小祀に竜神がまつられ、雨乞いにはこの竜神をかつぎだしたとも伝える。

桜池は、天承二年（一一三二）に建立され、平安期の法隆寺浄土教の展開に大きな役割を果たした開補^{きくほ}三昧堂（後の金光院）に因んで、それ以前の墓田池・墓田中池から改称された可能性も考えておかねばならない。

天満池は、法隆寺の鬼門総鎮守である天満社に因み、築造当初の猪那部池から改称されたものであることは云うま

でもない。

天満池の北東に接して、天満社と郷墓の墓寺である極楽(律)寺がかつては存在した。極楽寺には鐘楼が建っており、建物の配置は寛政九年の古図に詳しい。『寺要日記』正月六日の条によれば、「極楽寺行事僧綱成業皆参辰ノ貝ヲ定出仕也、往古へ於天満池堤貝ヲ吹キ、近年極楽寺鐘出来之後ニハ辰時ニ鐘ヲ槌他、」と記す。中世後期のある時期までは、毎年正月六日になされた修正月御行(修正会)に際して、僧綱ら寺僧の参集のために、天満池の堤上に立ちて寺僧が法螺貝を吹いていたと云う、注目すべき所伝を載せている。東院(夢殿・上宮王院とも云う)と西院(法隆寺)を眼下に見下ろす天満池の堤において、寺僧が法螺貝を吹く行為そのものさえ、私には理解を超える。

今日、天満池の堤上に立てば、堤の中央に東面して、応永十九年(一四二二)八月十九日壬辰の銘を有する高さ一五〇cmほどの半截五輪塔が、池水はしたたりに至るまで寺家の進止たるべきことを表象するかの如く、青空に向って屹立している。

さらに、天文十一年(一五四二)金光院の童丸が、下部の子を琵琶谷へ連れてゆき、入水させる事件がおきている⁽⁵²⁾。恐らくは、応安四年(一三七七)に築造された琵琶田の新池に入水させられたものであろう。貞治三年(一三六四)六月十七日には、泉観坊が何故か悔過谷池に落入死去する事件もおきている⁽⁵³⁾。そして、桜池の上方においては、盗人二人の頸を切り、荒神供をおこなうなど⁽⁵⁴⁾、様々な場で溜池が関わりを有していた。

以上の如く、中世斑鳩地域の溜池は、これまでの溜池研究がおこなってきた社会経済史的な分析のみでは理解しえない、中世的な宗教的イデオロギーに濃く彩られた存在でもあったことを、幾分なりとも明らかにしえたことと思ふ。

四 おわりに

斑鳩地域において数多くの谷池が築造された鎌倉期から南北朝期にかけて、紀伊国粉河寺領東村においても同じく数か所の谷池の築造が進められていた。谷池築造の主体はあくまでも惣村にあり、自ら編成した労働力による築造の後には、勅頭・田徒衆と呼ばれた池水所有者たちの番水によって管理・分水がなされていた⁽⁵⁶⁾。

これに対し、中世斑鳩地域においては、谷池築造から管理・分水に至るすべての事柄を、法隆寺の寺僧が決定した。寺領の農民は、谷池築造の労働力として編成され、その一方で、反米の増付を命じられつつ寺領の田畠を耕作していたのである。

一般には、中世後期は生産力が農民の手に移った段階と云われ、溜池の築造などもその主体は惣村（村落民）にあったとされている。けれども、中世斑鳩地域における谷池築造の実態の前には、これら一連の評価のいかに空しいことか。

法隆寺に北接する寺領の寺山・花山⁽⁵⁷⁾に降った天水を、寺僧自らの決定によって築造した多くの谷池に集水し、池水のしたたりまでをも支配していた。その池水を、当時斑鳩地域にも広く所在していた興福寺領・東大寺領などの他領には一滴たりとも分水せず、寺領の田畠にのみ引水して、米・餅などの壇供を仏前に供出させていたのである。その意味において、池水は「聖水」であり「吉水」であらねばならず、決して「乱水」であってはならなかった。

近世的な意味合いでの池郷も、中世斑鳩地域においては形成されるはずもなく、寺僧による厳しい池水管理の下、池水を引く寺領の田畠が点存していた。

この厳しい状況を打破し、池水管理を農民の手許にまで引きずり下ろしたのは、文禄検地を経た後の近世初期であった。近世領主として入部した片桐氏によってそれがなされたのではあるが、長い年月にわたる寺僧による池水管理を排し、農民自ら池守を選し、池郷を組織しえた斑鳩地域の近世初期を、やはり大きく評価したいと思う。

付記

本稿は、筆者が目下研究を進めている、中世斑鳩地域に関する歴史地理学的研究の一部をなすものである。中世の斑鳩地域に關しては、他にも市立・郷墓・造橋・作道など、多面的に検討を加えねばならないが、後日改めて詳述することとし、ひとまず擧筆する。

大学院卒業の後も、あたたかい励ましの御言葉と多くの御教示をいただきおります菊地利夫先生・千葉徳爾先生・黒崎千晴先生ならびに大学院の先輩諸氏、そして、絵図の閲覧に特別の御配慮をいただいた斑鳩町法隆寺西里在住の西梶保彦氏に、厚く御礼申し上げます。

なお、本稿は、一九八五年度文部省科学研究費（課題番号六〇九一〇〇一〇 奈良盆地の溜池に關する歴史地理学的研究）による成果の一部をなすものである。

註

(1) 金田章裕「平安期の大和盆地における条里地割内部の土地利用」史林六一—三、一九七八、九六一—〇九頁。

(2) 拙稿「奈良盆地における阡陌地割内の血池の成立時期について」奈良県高等学校地理教育研究会紀要第二〇号、一九八三、二二—三三頁。

- (3) 堀内義隆『奈良盆地の灌漑水利と農村構造』大阪書籍、一九八三。
- (4) 野崎清孝「水利集団の形成と水利構造」人文地理二六―四、一九七四、他。
- (5) 宮本 誠「田原本の溜池」田原本の歴史第三号、一―三四頁、一九八四。なお、同「奈良盆地における田畑輪換の成立」農業経営研究一九―二、三五―四六頁、一九八二、をも参照のこと。
- (6) 『寧楽遺文』中巻、三三四―三六五頁。
- (7) 岩本次郎「斑鳩地域における地割の再検討」『文化財論叢』二二七―二四二頁、一九八三。
- (8) 『法隆寺史料集成』第四巻。
- (9) 『鎌倉遺文』七巻―四九二二号。
- (10) 『平安遺文』一巻―二三一―号(一九二八年)
- (11) 同 三巻―一〇九〇号(一九七二年)
- (12) 同 四巻―一三七四号(一九七七年)
- (13) 同 四巻―一七四六号(一一一三年)
- (14) 同 七巻―三六一四号(二二七二年)
- (15) この他に、『万葉集』にその名に見える「斑鳩の因可の池」と、『日本霊異記』第一七話に載る「平群の駅うすまの西の方の小池い。(菩薩池)」を見出しうる。ただ、両者ともに灌漑用溜池であることの証左はなく、目下は詳細な復原検討をおこないえない。
- (16) 『法隆寺史料集成』第三巻。
- (17) 同 第五巻。
- (18) 中村吉治「法隆寺の池」『中世農業史論』に再収、一〇九―一二四頁、一九三五。
- (19) 宝月圭吾『中世灌漑史の研究』一九四三。
- (20) 『法隆寺史料集成』第六巻。
- (21) 『古今一陽集』(『法隆寺史料集成』第一三巻)。
- (22) 細川涼一「中世法隆寺と寺辺民衆」『部落問題研究』七六号、四六一―八二頁、一九八三。

- 吉井敏幸『近畿における中世葬送墓制の研究調査概報』元興寺文化財研究所、一九八四。
 野崎清孝「奈良盆地における歴史的地域に関する一問題―墓郷集団をめぐる―」人文地理二五―一、一一二五頁、一九七三。
- (23) 『斑鳩古事便覧』(『法隆寺史料集成』第一五巻)。
 (24) 『奈良六大寺大観』法隆寺の一。
 (25) 藤原良章「中世前期の病者と救済」『列島の文化史』三、七九―一一四頁、一九八六。
 (26) 治療のために、鐘や鈴などの呪具が用いられていたことは注目に値する。
 (27) 『奈良六大寺大観』法隆寺の一。
 (28) 『請雨日記』観応三年(一三五二)八月十二日の条。
 (29) 斑鳩町法隆寺西里在住の西梶保彦氏の御教示による。
 (30) 高田良信『法隆寺』学生社、一九七四。
 (31) 同 『法隆寺年表』付図、一九六九、による。
 (32) 『斑鳩町史』続史料編、三三五頁。
 (33) 一枚は斑鳩町法隆寺西里在住の西梶保彦氏宅に、二枚は天理図書館近世文書室に保存されている。
 (34) 天理図書館近世文書室所蔵。
 (35) 同
 (36) 『五師所評定引付』・『五師所方引付』。
 (37) 奈良女子大学村田修三先生の御教示による。
 (38) 『東大寺要録』巻第二。
 (39) 『衆分成敗引付』天文十四年五月の条。
 (40) 『五師所評定引付』応安一年五月十四日の条。
 (41) 『衆分成敗引付』。
 (42) 『梵音衆集會評定引付』・『衆分成敗引付』。

- (43) 『法隆寺伍師年会衙記録』。
- (44) 『鎌倉遺文』八卷—五六二〇号。
- (45) 『薬師寺上下公文所要録』・『中下藹検断引付』。
- (46) 前掲(19) 九一—九二頁。
- (47) 前掲(43)
- (48) 前掲(40)
- (49) 『衆分成敗引付』天文九年十月十二日の条。
- (50) 『寺要日記』六月八日の条。
- (51) 『斑鳩町史』司料編、二四二—二四三頁。
- (52) 『衆分成敗引付』天文十一年の条。
- (53) 『嘉元記』貞治三年六月十七日の条。
- (54) 同 曆応五年六月四日の条。
- (55) 同 延文三年五月二九日の条。
- (56) 黒田弘子『中世惣村史の構造』吉川弘文館、一一—二三六頁、一九八五。
- (57) 『太子伝私記』。
- (58) 上記の他に、次の論文からも多くの教示をえた。
 林屋辰三郎『南北朝時代の法隆寺と東西両郷』『中世文化の基調』一一〇—一三三頁、一九五三。
 戸祭由美夫『古代日本における郷と水利』地理学評論四六—八、五四—一五四頁、一九七三。
 (補1) 古島敏雄『古島敏雄著作集』第六卷、二四四頁、一九七五。
- (補2) 『内山永久寺置文』(改訂『天理市史』史料編第一卷)に載せる永仁四年(一二九六)四月廿一日の評定にも、「池守」がすでに見えている。